

(3) 登校時の運行時間 (設問「登校時のスクールバスの運行時間帯についてお答えください。」)

a) 登校時の始発のスクールバスが最初のバス停を発車する時刻 <スクールバス運行学校数 474校>

表4. 1. 7. 13に登校時のスクールバス始発発車時間を示した。表4. 1. 7. 14～表4. 1. 7. 15には障害種ごとの登校時のスクールバス始発発車時間を示した。

表4. 1. 7. 13 登校時の始発のスクールバスが最初のバス停を発車する時刻

	学校数 (校)	比率 (%)
～7:00	16	3.4
7:00～7:15	54	11.4
7:15～7:30	102	21.5
7:30～7:45	142	30.0
7:45～8:00	77	16.2
8:00～8:15	48	10.1
8:15～8:30	15	3.2
8:30～8:45	5	1.1
8:45～9:00	2	0.4
9:00～	0	0.0
無回答	13	2.7
計	474	100.0

(もっとも早い…6:05、もっとも遅い…8:45)

表4. 1. 7. 14 障害種別・登校時の始発のスクールバスが最初のバス停を発車する時刻 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
～7:00	1 (5)	3 (5.1)	3 (1.6)	0 (0)	0 (0)
7:00～7:15	2 (10)	10 (16.9)	20 (10.4)	2 (66.7)	2 (10)
7:15～7:30	4 (20)	8 (13.6)	38 (19.8)	0 (0)	5 (25)
7:30～7:45	2 (10)	19 (32.2)	58 (30.2)	0 (0)	10 (50)
7:45～8:00	4 (20)	10 (16.9)	33 (17.2)	1 (33.3)	2 (10)
8:00～8:15	4 (20)	5 (8.5)	22 (11.5)	0 (0)	0 (0)
8:15～8:30	2 (10)	2 (3.4)	7 (3.6)	0 (0)	0 (0)
8:30～8:45	1 (5)	0 (0)	4 (2.1)	0 (0)	0 (0)
8:45～9:00	0 (0)	1 (1.7)	1 (0.5)	0 (0)	0 (0)

9:00～	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	1 (1.7)	6 (3.1)	0 (0)	1 (5)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 7. 15 障害種別・登校時の始発のスクールバスが最初のバス停を発車する時刻（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
～7:00	0 (0)	6 (7.3)	2 (2.7)	1 (5.3)	0 (0)	16 (3.4)
7:00～7:15	0 (0)	8 (9.8)	8 (10.7)	2 (10.5)	0 (0)	54 (11.4)
7:15～7:30	1 (50)	19 (23.2)	20 (26.7)	7 (36.8)	0 (0)	102 (21.5)
7:30～7:45	1 (50)	23 (28)	22 (29.3)	6 (31.6)	1 (50)	142 (30)
7:45～8:00	0 (0)	15 (18.3)	12 (16)	0 (0)	0 (0)	77 (16.2)
8:00～8:15	0 (0)	8 (9.8)	8 (10.7)	1 (5.3)	0 (0)	48 (10.1)
8:15～8:30	0 (0)	1 (1.2)	2 (2.7)	0 (0)	1 (50)	15 (3.2)
8:30～8:45	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1.1)
8:45～9:00	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0.4)
9:00～	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	2 (2.4)	1 (1.3)	2 (10.5)	0 (0)	13 (2.7)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

b) 登校時の最終のスクールバスが学校に到着する時刻 <スクールバス運行学校数 474 校>

表4. 1. 7. 16には登校時のスクールバス最終到着時間を示した。表4. 1. 7. 17～表4. 1. 7. 18には障害種ごとの登校時のスクールバス最終到着時間を示した。

表4. 1. 7. 16 登校時の最終のスクールバスが学校に到着する時刻

	全障害部門	
	学校数 (校)	比率 (%)
～7:00	0	0.0
7:00～7:15	0	0.0
7:15～7:30	0	0.0
7:30～7:45	1	0.2
7:45～8:00	2	0.4

8:00～8:15	3	0.6
8:15～8:30	17	3.6
8:30～8:45	139	29.3
8:45～9:00	170	35.9
9:00～	118	24.9
無回答	24	5.1
計	474	100.0

(もっとも早い…7:55、もっとも遅い…9:40)

表4. 1. 7. 17 障害種別・登校時の最終のスクールバスが学校に到着する時刻(単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
～7:00	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7:00～7:15	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7:15～7:30	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7:30～7:45	0 (0)	0 (0)	1 (0.5)	0 (0)	0 (0)
7:45～8:00	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8:00～8:15	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8:15～8:30	6 (30)	3 (5.1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)
8:30～8:45	9 (45)	14 (23.7)	46 (24)	2 (66.7)	9 (45)
8:45～9:00	2 (10)	17 (28.8)	78 (40.6)	1 (33.3)	7 (35)
9:00～	2 (10)	21 (35.6)	54 (28.1)	0 (0)	4 (20)
無回答	1 (5)	4 (6.8)	11 (5.7)	0 (0)	0 (0)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校(%)

表4. 1. 7. 18 障害種別・登校時の最終のスクールバスが学校に到着する時刻(併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
～7:00	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7:00～7:15	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7:15～7:30	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7:30～7:45	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0.2)
7:45～8:00	0 (0)	1 (1.2)	0 (0)	1 (5.3)	0 (0)	2 (0.4)

8:00～8:15	0 (0)	1 (1.2)	1 (1.3)	1 (5.3)	0 (0)	3 (0.6)
8:15～8:30	0 (0)	3 (3.7)	1 (1.3)	2 (10.5)	0 (0)	17 (3.6)
8:30～8:45	1 (50)	25 (30.5)	27 (36)	6 (31.6)	0 (0)	139 (29.3)
8:45～9:00	1 (50)	27 (32.9)	29 (38.7)	7 (36.8)	1 (50)	170 (35.9)
9:00～	0 (0)	22 (26.8)	14 (18.7)	0 (0)	1 (50)	118 (24.9)
無回答	0 (0)	3 (3.7)	3 (4)	2 (10.5)	0 (0)	24 (5.1)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

（４）下校時の運行時間（設問「下校時のスクールバスの運行時間帯についてお答えください。複数の便がある場合は、最初の便と最終便の時間帯をお教えください。」）

a) 下校時の始発のスクールバスが学校を発車する時刻（第１便） <スクールバス運行学校数 474 校>

表４．１．７．１９には、下校時の始発（第１便）のスクールバスが学校を発車する時刻を示した。表４．１．７．２０～表４．１．７．２１には障害種ごとの下校時の始発（第１便）のスクールバスが学校を発車する時刻を示した。

表４．１．７．１９ 下校時の始発（第１便）のスクールバスが学校を発車する時刻

	学校数（校）	比率（％）
～13:00	1	0.2
13:00～13:15	15	3.2
13:15～13:30	37	7.8
13:30～13:45	48	10.1
13:45～14:00	18	3.8
14:00～14:15	36	7.6
14:15～14:30	23	4.9
14:30～14:45	60	12.7
14:45～15:00	44	9.3
15:00～15:15	70	14.8
15:15～15:30	63	13.3
15:30～15:45	32	6.8
15:45～16:00	6	1.3
16:00～16:15	3	0.6
16:15～	0	0.0
無回答	18	3.8

計	474	100.0
---	-----	-------

(もっとも早い…12:25、もっとも遅い…16:05)

表4.1.7.20 障害種別・下校時の始発(第1便)のスクールバスが学校を発車する時刻(単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
～13:00	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
13:00～13:15	0 (0)	3 (5.1)	8 (4.2)	0 (0)	0 (0)
13:15～13:30	3 (15)	6 (10.2)	8 (4.2)	0 (0)	0 (0)
13:30～13:45	2 (10)	8 (13.6)	19 (9.9)	1 (33.3)	0 (0)
13:45～14:00	1 (5)	2 (3.4)	9 (4.7)	0 (0)	0 (0)
14:00～14:15	2 (10)	6 (10.2)	19 (9.9)	0 (0)	1 (5)
14:15～14:30	1 (5)	2 (3.4)	10 (5.2)	0 (0)	2 (10)
14:30～14:45	3 (15)	8 (13.6)	32 (16.7)	0 (0)	7 (35)
14:45～15:00	0 (0)	6 (10.2)	18 (9.4)	0 (0)	3 (15)
15:00～15:15	0 (0)	7 (11.9)	33 (17.2)	0 (0)	5 (25)
15:15～15:30	2 (10)	9 (15.3)	12 (6.3)	1 (33.3)	1 (5)
15:30～15:45	4 (20)	1 (1.7)	13 (6.8)	1 (33.3)	0 (0)
15:45～16:00	1 (5)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (5)
16:00～16:15	1 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
16:15～	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	0 (0)	9 (4.7)	0 (0)	0 (0)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校(%)

表4.1.7.21 障害種別・下校時の始発(第1便)のスクールバスが学校を発車する時刻(併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
～13:00	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0.2)
13:00～13:15	0 (0)	2 (2.4)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	15 (3.2)
13:15～13:30	0 (0)	10 (12.2)	9 (12)	1 (5.3)	0 (0)	37 (7.8)
13:30～13:45	1 (50)	7 (8.5)	7 (9.3)	3 (15.8)	0 (0)	48 (10.1)

13:45～14:00	0 (0)	3 (3.7)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	18 (3.8)
14:00～14:15	0 (0)	5 (6.1)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	36 (7.6)
14:15～14:30	0 (0)	3 (3.7)	4 (5.3)	1 (5.3)	0 (0)	23 (4.9)
14:30～14:45	0 (0)	4 (4.9)	5 (6.7)	0 (0)	1 (5.0)	60 (12.7)
14:45～15:00	0 (0)	8 (9.8)	7 (9.3)	2 (10.5)	0 (0)	44 (9.3)
15:00～15:15	0 (0)	11 (13.4)	11 (14.7)	3 (15.8)	0 (0)	70 (14.8)
15:15～15:30	1 (5.0)	18 (22)	16 (21.3)	3 (15.8)	0 (0)	63 (13.3)
15:30～15:45	0 (0)	4 (4.9)	6 (8)	3 (15.8)	0 (0)	32 (6.8)
15:45～16:00	0 (0)	2 (2.4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (1.3)
16:00～16:15	0 (0)	1 (1.2)	0 (0)	1 (5.3)	0 (0)	3 (0.6)
16:15～	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	4 (4.9)	2 (2.7)	2 (10.5)	1 (5.0)	18 (3.8)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

b) 下校時の始発のスクールバスが学校を発車する時刻（最終便） <スクールバス運行学校数 474 校>

表4. 1. 7. 2 2には、下校時の始発（最終便）のスクールバスが学校を発車する時刻を示した。表4. 1. 7. 2 3～表4. 1. 7. 2 4には障害種ごとの下校時始発の発車時間を示した。

表4. 1. 7. 2 2 下校時の始発（最終便）のスクールバスが学校を発車する時刻

	学校数 (校)	比率 (%)
～14:30	3	0.6
14:30～14:45	10	2.1
14:45～15:00	15	3.2
15:00～15:15	48	10.1
15:15～15:30	65	13.7
15:30～15:45	58	12.2
15:45～16:00	13	2.7
16:00～	18	3.8
無回答	244	51.5
計	474	100.0

(もっとも早い…15:05、もっとも遅い…17:50)

表 4. 1. 7. 2 3 障害種別・下校時の始発（最終便）のスクールバスが学校を発車する時刻（単
一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
～14:30	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (5)
14:30～14:45	0 (0)	0 (0)	8 (4.2)	0 (0)	0 (0)
14:45～15:00	0 (0)	1 (1.7)	8 (4.2)	0 (0)	0 (0)
15:00～15:15	0 (0)	9 (15.3)	27 (14.1)	0 (0)	0 (0)
15:15～15:30	1 (5)	10 (16.9)	21 (10.9)	1 (33.3)	2 (10)
15:30～15:45	5 (25)	12 (20.3)	17 (8.9)	0 (0)	6 (30)
15:45～16:00	1 (5)	3 (5.1)	1 (0.5)	0 (0)	0 (0)
16:00～	8 (40)	1 (1.7)	4 (2.1)	0 (0)	3 (15)
無回答	5 (25)	23 (39)	104 (54.2)	2 (66.7)	8 (40)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表 4. 1. 7. 2 4 障害種別・下校時の始発（最終便）のスクールバスが学校を発車する時刻（併
置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
～14:30	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0.6)
14:30～14:45	0 (0)	1 (1.2)	1 (1.3)	0 (0)	0 (0)	10 (2.1)
14:45～15:00	0 (0)	4 (4.9)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	15 (3.2)
15:00～15:15	0 (0)	6 (7.3)	6 (8)	0 (0)	0 (0)	48 (10.1)
15:15～15:30	0 (0)	13 (15.9)	14 (18.7)	3 (15.8)	0 (0)	65 (13.7)
15:30～15:45	1 (50)	7 (8.5)	7 (9.3)	2 (10.5)	1 (50)	58 (12.2)
15:45～16:00	0 (0)	4 (4.9)	3 (4)	1 (5.3)	0 (0)	13 (2.7)
16:00～	0 (0)	1 (1.2)	1 (1.3)	0 (0)	0 (0)	18 (3.8)
無回答	1 (50)	46 (56.1)	41 (54.7)	13 (68.4)	1 (50)	244 (51.5)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

c) 下校時の最終のスクールバスが最後のバス停に到着する時刻（第 1 便） <スクールバス運行
学校数 474 校>

表 4. 1. 7. 2 5 には、下校時の最終（第 1 便）のスクールバスが最後のバス停に到着する時

刻を示した。表4. 1. 7. 26～表4. 1. 7. 27には障害種ごとの下校時の最終のスクールバスが最後のバス停に到着する時刻（第1便）を示した。

表4. 1. 7. 25 下校時の最終（第1便）のスクールバスが最後のバス停に到着する時刻

	学校数（校）	比率（％）
～14:00	13	2.7
14:00～14:15	24	5.1
14:15～14:30	35	7.4
14:30～14:45	33	7.0
14:45～15:00	32	6.8
15:00～15:15	35	7.4
15:15～15:30	18	3.8
15:30～15:45	46	9.7
15:45～16:00	46	9.7
16:00～16:15	51	10.8
16:15～16:30	43	9.1
16:30～16:45	37	7.8
16:45～17:00	23	4.9
17:00～	7	1.5
無回答	31	6.5
計	474	100.0

（もっとも早い…12:45、もっとも遅い…18:11）

表4. 1. 7. 26 障害種別・下校時の最終（第1便）のスクールバスが最後のバス停に到着する時刻（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
～14:00	2 (10)	5 (8.5)	5 (2.6)	0 (0)	0 (0)
14:00～14:15	3 (15)	4 (6.8)	9 (4.7)	0 (0)	0 (0)
14:15～14:30	0 (0)	3 (5.1)	13 (6.8)	1 (33.3)	0 (0)
14:30～14:45	2 (10)	3 (5.1)	20 (10.4)	0 (0)	0 (0)
14:45～15:00	3 (15)	7 (11.9)	7 (3.6)	0 (0)	3 (15)
15:00～15:15	1 (5)	6 (10.2)	9 (4.7)	0 (0)	3 (15)
15:15～15:30	0 (0)	3 (5.1)	9 (4.7)	0 (0)	0 (0)

15:30～15:45	1 (5)	5 (8.5)	24 (12.5)	0 (0)	4 (20)
15:45～16:00	2 (10)	3 (5.1)	23 (12)	0 (0)	0 (0)
16:00～16:15	0 (0)	4 (6.8)	22 (11.5)	1 (33.3)	4 (20)
16:15～16:30	3 (15)	5 (8.5)	12 (6.3)	1 (33.3)	4 (20)
16:30～16:45	3 (15)	5 (8.5)	10 (5.2)	0 (0)	2 (10)
16:45～17:00	0 (0)	2 (3.4)	10 (5.2)	0 (0)	0 (0)
17:00～	0 (0)	0 (0)	3 (1.6)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	4 (6.8)	16 (8.3)	0 (0)	0 (0)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 7. 27 障害種別・下校時の最終（第1便）のスクールバスが最後のバス停に到着する時刻（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
～14:00	0 (0)	0 (0)	1 (1.3)	0 (0)	0 (0)	13 (2.7)
14:00～14:15	0 (0)	6 (7.3)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	24 (5.1)
14:15～14:30	0 (0)	9 (11)	8 (10.7)	1 (5.3)	0 (0)	35 (7.4)
14:30～14:45	0 (0)	2 (2.4)	4 (5.3)	2 (10.5)	0 (0)	33 (7)
14:45～15:00	1 (50)	6 (7.3)	5 (6.7)	0 (0)	0 (0)	32 (6.8)
15:00～15:15	0 (0)	6 (7.3)	8 (10.7)	1 (5.3)	1 (50)	35 (7.4)
15:15～15:30	0 (0)	2 (2.4)	2 (2.7)	2 (10.5)	0 (0)	18 (3.8)
15:30～15:45	0 (0)	6 (7.3)	6 (8)	0 (0)	0 (0)	46 (9.7)
15:45～16:00	0 (0)	6 (7.3)	10 (13.3)	2 (10.5)	0 (0)	46 (9.7)
16:00～16:15	0 (0)	11 (13.4)	6 (8)	3 (15.8)	0 (0)	51 (10.8)
16:15～16:30	0 (0)	7 (8.5)	8 (10.7)	3 (15.8)	0 (0)	43 (9.1)
16:30～16:45	1 (50)	8 (9.8)	7 (9.3)	1 (5.3)	0 (0)	37 (7.8)
16:45～17:00	0 (0)	5 (6.1)	5 (6.7)	1 (5.3)	0 (0)	23 (4.9)
17:00～	0 (0)	2 (2.4)	1 (1.3)	0 (0)	1 (50)	7 (1.5)
無回答	0 (0)	6 (7.3)	2 (2.7)	3 (15.8)	0 (0)	31 (6.5)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

d) 下校時の最終のスクールバスが最後のバス停に到着する時刻（最終便） <スクールバス運行
学校数 474 校>

表4. 1. 7. 28には、下校時の最終のスクールバス（最終便）が最後のバス停に到着する時刻を示した。表4. 1. 7. 29～表4. 1. 7. 30には障害種ごとの下校時の最終のスクールバス（最終便）が最後のバス停に到着する時刻を示した。

表4. 1. 7. 28 下校時の最終のスクールバス（最終便）が最後のバス停に到着する時刻

	学校数（校）	比率（％）
～15:30	8	1.7
15:30～15:45	12	2.5
15:45～16:00	21	4.4
16:00～16:15	42	8.9
16:15～16:30	59	12.4
16:30～16:45	58	12.2
16:45～17:00	39	8.2
17:00～	21	4.4
無回答	214	45.1
計	474	100.0

（もっとも早い…15:05、もっとも遅い…17:50）

表4. 1. 7. 29 障害種別・下校時の最終のスクールバス（最終便）が最後のバス停に到着する時刻（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
～15:30	0 (0)	1 (1.7)	3 (1.6)	0 (0)	1 (5)
15:30～15:45	0 (0)	0 (0)	9 (4.7)	0 (0)	0 (0)
15:45～16:00	0 (0)	3 (5.1)	12 (6.3)	0 (0)	0 (0)
16:00～16:15	1 (5)	7 (11.9)	15 (7.8)	0 (0)	0 (0)
16:15～16:30	4 (20)	11 (18.6)	19 (9.9)	0 (0)	1 (5)
16:30～16:45	7 (35)	6 (10.2)	25 (13)	1 (33.3)	4 (20)
16:45～17:00	1 (5)	7 (11.9)	8 (4.2)	0 (0)	6 (30)
17:00～	2 (10)	2 (3.4)	3 (1.6)	0 (0)	3 (15)
無回答	5 (25)	22 (37.3)	98 (51)	2 (66.7)	5 (25)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 7. 30 障害種別・下校時の最終のスクールバス（最終便）が最後のバス停に到着する時刻（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
～15:30	0 (0)	1 (1.2)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	8 (1.7)
15:30～15:45	0 (0)	1 (1.2)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	12 (2.5)
15:45～16:00	0 (0)	3 (3.7)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	21 (4.4)
16:00～16:15	0 (0)	10 (12.2)	8 (10.7)	0 (0)	1 (50)	42 (8.9)
16:15～16:30	0 (0)	11 (13.4)	12 (16)	1 (5.3)	0 (0)	59 (12.4)
16:30～16:45	1 (50)	5 (6.1)	6 (8)	3 (15.8)	0 (0)	58 (12.2)
16:45～17:00	0 (0)	7 (8.5)	7 (9.3)	3 (15.8)	0 (0)	39 (8.2)
17:00～	0 (0)	5 (6.1)	5 (6.7)	1 (5.3)	0 (0)	21 (4.4)
無回答	1 (50)	39 (47.6)	30 (40)	11 (57.9)	1 (50)	214 (45.1)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

（5）スクールバスの台数（設問「運行しているスクールバスの台数をお教えてください。」） <スクールバス運行学校数 474 校>

表4. 1. 7. 31には運行しているスクールバスの台数を示した。表4. 1. 7. 32～表4. 1. 7. 33には障害種ごとの運行しているスクールバスの台数を示した。

表4. 1. 7. 31 スクールバスの台数

	学校数 (校)	比率 (%)
1～5 台	353	74.5
6～10 台	83	17.5
11～15 台	15	3.2
15～20 台	0	0.0
21～25 台	1	0.2
無回答	22	4.6
計	474	100.0

表4. 1. 7. 32 障害種別・スクールバスの台数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
1～5 台	20 (100)	39 (66.1)	145 (75.5)	3 (100)	18 (90)

6～10 台	0 (0)	15 (25.4)	37 (19.3)	0 (0)	1 (5)
11～15 台	0 (0)	4 (6.8)	4 (2.1)	0 (0)	0 (0)
15～20 台	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
21～25 台	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	0 (0)	6 (3.1)	0 (0)	1 (5)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表 4. 1. 7. 3 3 障害種別・スクールバスの台数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
1～5 台	2 (100)	53 (64.6)	54 (72)	17 (89.5)	2 (100)	353 (74.5)
6～10 台	0 (0)	15 (18.3)	15 (20)	0 (0)	0 (0)	83 (17.5)
11～15 台	0 (0)	5 (6.1)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	15 (3.2)
15～20 台	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
21～25 台	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0.2)
無回答	0 (0)	9 (11)	4 (5.3)	2 (10.5)	0 (0)	22 (4.6)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

（6）スクールバスの運行範囲（設問「スクールバスは在籍している幼児児童生徒の居住地全体をカバーできていますか。（○は1つ）」〈スクールバス運行学校数 474 校〉

表 4. 1. 7. 3 4 にはスクールバスの運行範囲が幼児児童生徒数の居住地全体をカバーしているか否かを示した。表 4. 1. 7. 3 5～表 4. 1. 7. 3 6 には障害種ごとにスクールバスが運行範囲地域全体をカバーしているか示した。

表 4. 1. 7. 3 4 スクールバスの運行範囲が幼児児童生徒数の居住地全体をカバーしているか否か

	学校数 (校)	比率 (%)
いる	229	48.3
いない	236	49.8
無回答	9	1.9
計	474	100.0

表4. 1. 7. 35 障害種別・スクールバスの運行範囲が幼児児童生徒数の居住地全体をカバーしているか否か（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
いる	0 (0)	23 (39)	110 (57.3)	2 (66.7)	12 (60)
いない	20 (100)	36 (61)	78 (40.6)	1 (33.3)	8 (40)
無回答	0 (0)	0 (0)	4 (2.1)	0 (0)	0 (0)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 7. 36 障害種別・スクールバスの運行範囲が幼児児童生徒数の居住地全体をカバーしているか否か（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
いる	0 (0)	38 (46.3)	40 (53.3)	4 (21.1)	0 (0)	229 (48.3)
いない	2 (100)	41 (50)	35 (46.7)	13 (68.4)	2 (100)	236 (49.8)
無回答	0 (0)	3 (3.7)	0 (0)	2 (10.5)	0 (0)	9 (1.9)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

（7）総合特別支援学校における運行状況（設問「併置校・総合支援学校のみにお聞きします。スクールバスは障害部門ごとに別々に運行していますか。（○は1つ）」 <併置・総合でスクールバス運行学校数 198 校>

表4. 1. 7. 37には、総合特別支援学校におけるスクールバスの運行状況を示した。

表4. 1. 7. 37 総合特別支援学校におけるスクールバスの運行状況

	学校数（校）	比率（％）
障害ごとにスクールバスを分けている	8	4.0
条件を満たせば、異なる障害種別の幼児児童生徒が同乗することが可能である	10	5.1
障害では分けていない	163	82.3
その他*	11	5.6
無回答	6	3.0
計	198	100.0

「その他*」の記述内容

スクールバスの障害部門の運行に関する「その他」の記述は 11 件あった。以下、記述内容を示した。

- ・併置の分教室は、スクールバスは利用しない。
- ・病院内学校なので運行していない。
- ・知的の小中高のみ利用可能。
- ・知的のみ可。
- ・肢体部門のみで運行している。
- ・肢体不自由部門のみ。
- ・肢体不自由教育部門のみ利用。
- ・肢体不自由のみ対象
- ・肢体不自由教育部門のみ運行。
- ・肢体を対象として運行。
- ・肢体のみ運行

4. 1. 8 スクールバスの利用対象（設問「幼児児童生徒の通学において、スクールバスの利用対象は誰ですか。（○は1つ）」）

（1）スクールバスの利用対象者

表4. 1. 8. 1はスクールバスの利用対象を示した。表4. 1. 8. 2～表4. 1. 8. 3には障害種ごとの利用対象を示した。

表4. 1. 8. 1 スクールバスの利用対象

	学校数（校）	比率（％）
すべての幼児児童生徒がスクールバスで通学している	12	2.5
希望する幼児児童生徒のみスクールバスで通学している	132	27.8
条件を満たした幼児児童生徒のみスクールバスで通学している	284	59.9
その他*	24	5.1
無回答	22	4.6
計	474	100.0

表4. 1. 8. 2 障害種別・スクールバスの利用対象（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
すべての幼児児童生徒がスクールバスで通学している	1 (5)	1 (1.7)	7 (3.6)	0 (0)	0 (0)

希望する幼児児童生徒のみスクールバスで通学している	10 (50)	4 (6.8)	70 (36.5)	0 (0)	9 (45)
条件を満たした幼児児童生徒のみスクールバスで通学している	7 (35)	47 (79.7)	91 (47.4)	3 (100)	11 (55)
その他	1 (5)	3 (5.1)	10 (5.2)	0 (0)	0 (0)
無回答	1 (5)	4 (6.8)	14 (7.3)	0 (0)	0 (0)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 8. 3 障害種別・スクールバスの利用対象（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
すべての幼児児童生徒がスクールバスで通学している	0 (0)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (2.5)
希望する幼児児童生徒のみスクールバスで通学している	1 (50)	14 (17.1)	19 (25.3)	4 (21.1)	1 (50)	132 (27.8)
条件を満たした幼児児童生徒のみスクールバスで通学している	1 (50)	64 (78)	47 (62.7)	12 (63.2)	1 (50)	284 (59.9)
その他	0 (0)	3 (3.7)	5 (6.7)	2 (10.5)	0 (0)	24 (5.1)
無回答	0 (0)	1 (1.2)	1 (1.3)	1 (5.3)	0 (0)	22 (4.6)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

「その他*」の記述内容

「その他」の記述は25件あった。以下に、主な記述内容を示した。

- ・幼稚部、小学部、中学部、幼児児童生徒希望者、及び高等部普通科重複障害生徒希望者。
- ・普通希望者のみ、専門学科は自力通学。
- ・病院から通学する病棟生。
- ・知的障害のみ利用対象。
- ・条件を満たした高等部未満の児童生徒。空きがあれば希望する高等部の生徒。
- ・小中学部は「希望する幼児児童生徒のみスクールバスで通学している」が、高等部は空きがある場合のみ。

- ・小・中学部で医師ケア対象外全員。高等部で自力通学困難な者。
- ・小・中学部の児童生徒は希望者、高等部生徒は条件を満たした生徒。
- ・自力で帰省できる生徒のみ学校から近くの駅まで、スクールバスの運行をしています。
- ・施設入所児童生徒のみ。
- ・高等部を除く全ての希望する児童生徒。
- ・校長から許可された児童生徒。
- ・原則は全員スクールバス、一部保護者の送迎を認めている。
- ・希望し、かつ体調（発作等）によりスクールバス通学が可能かどうかの判断によって可とする児童生徒。
- ・基本は小・中学部の児童生徒を対象としており、空席がある場合、高等部の生徒も許可している。
- ・小中児童生徒は希望者全員
- ・小・中学部の希望する生徒のみスクールバスで通学している
- ・JRなどを利用して自立通学できる高等部生。

(2) スクールバスを利用できる条件（設問「4. 1. 8で「3. 条件を満たした幼稚児童生徒のみスクールバスで通学している」と回答した方にお伺いします。スクールバスが利用できる条件をお教えてください。（該当するすべてに○）」）

表4. 1. 8. 4はスクールバス利用の条件を示した。表4. 1. 8. 5～表4. 1. 8. 6には障害種ごとのスクールバス利用の条件を示した。

表4. 1. 8. 4 スクールバス利用の条件

	学校数 (校)	比率 (%)
自主通学が困難と判断した幼児児童生徒	114	24.1
高等部未満の幼児児童生徒	57	12.0
バス停まで保護者の付き添いが可能な幼児児童生徒	125	26.4
スクールバスの運行ルート内に居住している幼児児童生徒	79	16.7
医療的ケア等が必要ない幼児児童生徒	168	35.4
その他*	83	17.5
無回答	191	40.3

表4. 1. 8. 5 障害種別・スクールバス利用の条件（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	

自主通学が困難と判断した幼児児童生徒	3 (11.5)	12 (11.2)	38 (12.9)	3 (33.3)	2 (7.7)
高等部未満の幼児児童生徒	0 (0)	0 (0)	34 (11.6)	2 (22.2)	0 (0)
バス停まで保護者の付き添いが可能な幼児児童生徒	2 (7.7)	22 (20.6)	39 (13.3)	1 (11.1)	1 (3.8)
スクールバスの運行ルート内に居住している幼児児童生徒	1 (3.8)	12 (11.2)	25 (8.5)	2 (22.2)	3 (11.5)
医療的ケア等が必要ない幼児児童生徒	3 (11.5)	37 (34.6)	30 (10.2)	1 (11.1)	10 (38.5)
その他	4 (15.4)	12 (11.2)	26 (8.8)	0 (0)	1 (3.8)
無回答	13 (50)	12 (11.2)	102 (34.7)	0 (0)	9 (34.6)
計	26 (100)	107 (100)	294 (100)	9 (100)	26 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 8. 6 障害種別・スクールバス利用の条件（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
自主通学が困難と判断した幼児児童生徒	1 (20)	26 (15.7)	24 (17)	5 (12.2)	0 (0)	114 (14)
高等部未満の幼児児童生徒	0 (0)	7 (4.2)	13 (9.2)	1 (2.4)	0 (0)	57 (7)
バス停まで保護者の付き添いが可能な幼児児童生徒	1 (20)	31 (18.7)	21 (14.9)	7 (17.1)	0 (0)	125 (15.3)
スクールバスの運行ルート内に居住している幼児児童生徒	0 (0)	20 (12)	10 (7.1)	6 (14.6)	0 (0)	79 (9.7)
医療的ケア等が必要ない幼児児童生徒	1 (20)	45 (27.1)	30 (21.3)	10 (24.4)	1 (50)	168 (20.6)
その他	1 (20)	19 (11.4)	15 (10.6)	5 (12.2)	0 (0)	83 (10.2)
無回答	1 (20)	18 (10.8)	28 (19.9)	7 (17.1)	1 (50)	191 (23.4)
計	5 (100)	166 (100)	141 (100)	41 (100)	2 (100)	817 (100)

単位：校（％）

「その他*」の記述内容

スクールバスが利用できる条件の「その他」についての記述は168件あった。主な意見は、「学校規定の条件充足」、「車内での生徒の安全確保」、「医療ケアの内容によって判断」、「身体状況適応」、「遠距離通学」、「適応できる生活能力」、「発作がない」、「車内での介助不要」、「校長判断」、

「空席ある場合」、「スクールバス以外の移手段なし」、「乗降時の保護者介助」、「通学区域内のみ」、「バス停までの移動可能」、「運行に支障をきたさない」、「医療ケアなし」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・高等部生徒で、療育手帳Bを取得している者以外の児童生徒。
- ・安全に乗っている事が可能な生徒。
- ・首や体幹の保持ができ、一人で座席に座ってられる者。
- ・原則全ての児童生徒がスクールバスによる通学が可能ですが、医療的ケアで乗車中に痰の吸引が必要になる児童生徒は利用できません。また、自宅が学校に近いので、徒歩で送迎したり、自家用車で送迎したりしている家庭もあります。
- ・安全運行上、車内での生活に支障がないと認められる児童生徒。
- ・希望する児童生徒で、条件（発作が頻発しないこと、医療的ケアが乗車時に必要ないこと等、安全に乗車していただけること）を満たした場合にスクールバスで通学。
- ・バス利用に適応できる生活能力を持つ者で、校長の承認を得た者。
- ・高等部は座席が空いている場合。
- ・スクールバス利用以外の手段がなく、安全に乗車できる児童生徒。
- ・車内での安全確保ができる。着席中の常時の介助等が不要。自力で乗降不可能な場合は保護者等が介助できる。
- ・通学区域内のみ。
- ・バス停までの移動が可能な児童生徒。
- ・安全に着席している等、運行に支障のないこと。
- ・医療的ケアが必要ない児童生徒で、判定会で学校長が乗車できると判断した児童生徒。

(3) 自力通学の判断基準（設問「4. 1. 8. (2) で「1. 自主通学が困難と判断した幼児児童生徒」と回答した方にお伺いします。自主通学が可能であるかどうかの判断基準があればお教えてください。）」

自主通学が可能であるかどうかの判断基準についての記述は 168 件であった。主な意見は、「保護者の状況」、「明確な判断基準はなく、個別に判断」、「危険認識が有り、自力で通学できること」、「てんかんなどの疾患がないこと」、「公共マナー等を守れる」、「学校の基準による判断」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・保護者の就労状況及び自家用車保有の有無に応じて、総合的に判断する。
- ・判断基準はないが、保護者（本人）からの申請に基づき、校内の当該児童生徒の関係者で協議の上、自主通学の練習を行う。その結果から、学校長が最終的に判断する。
- ・危険予測ができる。1人で電車の乗り継ぎができる（時刻表が読める、運賃を支払うことができるも含めて）。
- ・重度のてんかん発作がない。ルールを守って着席できる。

- ・交通ルールやマナーを守り、安全に登下校できるかを判断基準としている。
- ・本校の通学バス利用基準に照らし条件を満たしているかどうかを判断。

4. 1. 9 スクールバス利用のルール（設問「スクールバスを利用する際のルールがあればお教えください。例：幼児童生徒はバス到着予定の10分前に待機する等。」）

スクールバスを利用する際のルールについての記述は420件あった。主な意見は、「毎年、スクールバス利用申込書等を提出」、「保護者による確実なバス停までの送迎」、「乗降の介助を保護者が実施」、「てんかんや医療的ケアがないこと」、「安全面に支障がないこと」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・毎年「スクールバス利用申込書」の提出がある。保護者同伴のもと、5分前にはバス停で待機（自力下校が不可能な生徒のみ）。
- ・発車時刻までに保護者による確実な送迎ができる。バス停留所待ち合わせ場所の安全確保ができる。
- ・乗降の介助は保護者が行う。発車予定時刻5分前に待機する。荷物は背負いカバン等とする。
- ・熱がある場合、てんかん発作があった場合は乗車しない。
- ・座席に座ることができる。シートベルトをかけることができる。

4. 1. 10 通学指導の有無と内容

(1) 通学指導実施の有無（設問「幼児童生徒に対して自主通学に向けた通学指導を行っていますか。(○は1つ)」）

表4. 1. 10. 1には、自主通学に向けた通学指導を実施しているか否かを示した。表4. 1. 10. 2～表4. 1. 10. 3には障害種ごとに自主通学に向けた通学指導を実施しているか否かを示した。

表4. 1. 10. 1 通学指導実施の有無

	学校数 (校)	比率 (%)
行っている	408	61.3
行っていない	208	31.2
無回答	50	7.5
計	666	100.0

表4. 1. 10. 2 障害種別・通学指導実施の有無（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
行っている	38 (90.5)	25 (32.5)	185 (71.2)	15 (60)	13 (54.2)

行っていない	3 (7.1)	49 (63.6)	52 (20)	7 (28)	10 (41.7)
無回答	1 (2.4)	3 (3.9)	23 (8.8)	3 (12)	1 (4.2)
計	42 (100)	77 (100)	260 (100)	25 (100)	24 (100)

単位：校 (%)

表 4. 1. 10. 3 障害種別・通学指導実施の有無（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
行っている	4 (100)	39 (41.5)	71 (70.3)	16 (44.4)	2 (66.7)	408 (61.3)
行っていない	0 (0)	48 (51.1)	23 (22.8)	16 (44.4)	0 (0)	208 (31.2)
無回答	0 (0)	7 (7.4)	7 (6.9)	4 (11.1)	1 (33.3)	50 (7.5)
計	4 (100)	94 (100)	101 (100)	36 (100)	3 (100)	666 (100)

単位：校 (%)

(2) 通学指導の内容（設問「通学指導の主な指導内容について（自由回答）」）

主な指導内容についての記述は 400 件あった。主な意見は、「公共交通機関等の利用の仕方」、「保護者と連携し、通学指導の実施」、「交通安全教育等の実施」、「公共交通機関等が使えない場合の対応」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・路線バス・JR の利用方法。困った時の対処の仕方。学校・家庭への連絡の仕方。
- ・保護者による練習期間を設定し、担任、生徒指導部が安全確認できたものについて、自主通学を認めている。学校での学習内容に交通安全教育、自転車安全教室等を取りいれている。
- ・自主通学経路での安全指導（道路の渡り方等）。交通安全教室、授業等での交通ルールの学習。
- ・公共交通機関の利用の仕方やマナーについての指導。

4. 1. 11 移動支援の制度に関する普及・啓発・相談

(1) 保護者に情報提供を行っているか（設問「幼児児童生徒の移動支援について保護者に情報提供する場を設けていますか。」（○は1つ））

表 4. 1. 11. 1 は移動支援について保護者に情報提供する場を設けているか否かを示した。表 4. 1. 11. 2～表 4. 1. 11. 3 には障害種ごとに移動支援について保護者に情報提供する場を設けているかを示した。

表 4. 1. 11. 1 移動支援に関する情報提供を行っているか？

	学校数 (校)	比率 (%)
設けている	278	41.7
設けていない	351	52.7